

「安平町水道ビジョン」(案)及び「水道料金、下水道使用料の改正(平成29年4月改正予定)」(案)に関するパブリックコメントについて

安平町水道ビジョンについて

「安平町水道ビジョン」(案)は、水道施設の老朽化、人口減少や少子高齢化、節水意識の高揚による水需要の減少などの課題が山積し、財政的に水道経営が困難になる予測の中で、安全安心な給水や未普及地域の解消、災害対策の構築などの課題対応を行った上で、水道水を安定的に供給するための将来像を示すもので、平成38年度までを計画期間とします。

国は、平成16年度に我が国の水道の将来像である「水道ビジョン」を示し、地方公共団体にも、それぞれの地域で水道の将来像を描き、それを実現するための課題や解決策を「水道事業ビジョン」として策定することを求めています。北海道は平成23年度に「北海道水道ビジョン」を策定していますが、安平町は未策定のままで、今般の策定にあたっては、次の理由が生じたためです。

その理由とは、水道水源の確保を求める本町の要望に対し、北海道が実施した安平川水系の河川水量調査の結果、本町水道にとって最大の課題である水源確保に一定の方向が出されたこと、さらに、国から地方公営企業に対し、課題や解決策を表し、将来的に安定した企業経営が可能であることを内容とする「経営戦略」を策定する指示がなされたことで、本町は、水道事業ビジョンと経営戦略を一体化して安平町水道ビジョンとしています。

安平町水道ビジョンは、A4版で50ページ、付属資料である「安平町水道事業財政計画」は20ページあり、ここにすべてを掲載することはできませんので、その概要を次のとおり端的に示します。

水道事業の課題

- a. 施設が多く減価償却費と運転管理経費が高額になり、水道会計を圧迫している。
- b. 施設の老朽化が進行し、耐震性も低い。
- c. 給水人口の減少などで営業収益の増加は見込めない。
- d. 水道職員の技術継承が困難である。

その解決策

- a. 施設の統廃合を促進し資産を抹消することで、減価償却費と運転管理経費を削減する。
- b. 緊急度と財源を検討したうえで事業を計画する。
- c. コスト削減と水道料金の改正を行う。
- d. 水道施設管理等、民間委託を促進拡大する。

具体的には

- a. 各水道施設の状況は、建設時から大きく変化して、その施設のもつ機能を代替させることが可能な施設もあることから施設の統廃合を推進します。

※富岡浄水場、明春辺浄水場、雑用水浄水場、安平増圧ポンプ場の廃止

- b. すべての水道施設で耐震基準を満たすには、浄水場などの基幹施設と平成 28 年度に耐用年数を迎える配水管だけでも約 40 億円の事業になります。この実現は難しいことから、計画期間内の事業は、幹線的な配水管や病院や避難所指定施設等の重要給水施設を優先して整備することにします。
- c. a や b を実施しても給水人口の減少による給水収益の減額で企業経営は困難になることが予測され、平成 34 年度に 10%増の料金改正を計画します。
- d. 水道技術職員には、管工事と水道施設管理の技術が求められますが、管工事の技術は下水道や道路、河川工事に共通するもので、人事異動でも大きな支障もなく活用できますが、水道施設管理は水道だけの技術で、さらに各施設によっても要する技術が違うことから、水道施設管理は民間ノウハウの活用を拡大します。

安平町水道事業の平成 27 年度決算における損益計算書の概要は次のとおりです。

	営業費用 291,764,430 円	営業収益 173,156,810 円	
			← 営業外収益等 72,577,274 円
営業外費用等 30,524,316 円			
			← 純損失 76,554,662 円
	計 322,288,746 円	計 322,288,746 円	

純損失（赤字）が約 76 百万円ありますが、平成 24 年度からの累積欠損金は約 3 億 8 千万円に上ります。営業費用の 291,764,430 円の内訳では、減価償却費が 169,863,764 円あり、営業収益にはほぼ匹敵する額になり企業経営を圧迫しています。しかし、前述の解決策を実施した後の平成 38 年度は次のような損益計算になる財政計画です。

	営業費用 214,241,000 円	営業収益 171,504,000 円	
		営業外収益等 73,915,000 円	
営業外費用等 25,062,000 円			
純利益 6,116,000 円			
	計 245,419,000 円	計 245,419,000 円	

安平町水道ビジョン（案）の全文は、町のホームページで閲覧が可能です。また、インターネット環境のない人は、早来庁舎水道課、追分庁舎健康福祉課（ぬくもりセンター内）、追分公民館、安平公民館、早来町民センター、遠浅コミュニティセンターで閲覧することができます。

水道料金、下水道使用料の改正（案）について

平成 29 年 4 月に安平町の水道は、「簡易水道」を廃止して「上水道」を創設します。安平町の複数の水道事業が一つにまとまる（専用水道を除く。）ことから、今までのような料金格差を是正する必要があるとあり、次のとおり水道料金、下水道使用料の改正を検討しています。

水道料金改正（案）

水道料金は、現行の基本水量 8 m³を 6 m³とし、水量単価を 216 円（現行：早来地区 270 円、追分地区 216 円）とし、新たな用途として「農業用」を設定します。

単位：円

用途	基本水量	基本料金（1ヶ月当たり）				超過料金
		φ13	φ20	φ25	φ40	
家庭用	6 m ³	1,490	1,512	1,555	1,825	216
〃 8 m ³ 使用の場合	—	1,922	1,944	1,987	2,257	216
（現行早来地区）	8 m ³	2,345	2,366	2,407	2,664	270
（現行追分地区）	8 m ³	1,913	1,934	1,975	2,232	216
営業用	12 m ³	2,786	2,808	2,851	3,121	216
事務所団体用	12 m ³	2,786	2,808	2,851	3,121	216
（現行早来地区）	16 m ³	4,505	4,526	4,567	4,824	270
（現行追分地区）	16 m ³	3,641	3,662	3,703	3,960	216
農業用	40 m ³	8,834	8,856	8,899	9,169	108

※料金請求の際は、10 円未満を切り捨てます。

下水道使用料改正（案）

下水道使用料は、水量単価に変更はありませんが、基本水量を水道に合わせて 6 m³に改正します。

単位：円

用途	基本水量		基本料金		超過料金	
	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後
一般用	8 m ³	6 m ³	1,555 円	1,166 円	194 円	194 円

改正後の水道料金、下水道使用料は、平成 29 年 5 月請求（4 月実績分）から適用になります。

水道料金等改正については、平成 28 年の町報 7 月号にも同様の記事を掲載していますので、合せてご覧ください。